

Title	大正・昭和初期婦人団体による対議会活動と民法学者： 「民法改正要綱」をめぐる穂積重遠と末弘厳太郎の見解
Sub Title	Die Zusammenarbeit zwischen Frauengruppen und Privatrechtswissenschaftlern bei der japanischen BGB-Reform im frühen 20. Jahrhundert
Author	小沢, 奈々 (Ozawa, Nana)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.9 (2015. 9) ,p.1- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150928-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大正・昭和初期婦人団体による対議会活動と民法学者

——「民法改正要綱」をめぐる穂積重遠と末弘巖太郎の見解——

小 沢 奈 々

はじめに

一 「民法改正要綱」の成立とその批判

(一) 臨時法制審議会における民法改正作業

(二) 昭和八年第六回帝国議会衆議院「民法親族編並相續編中改正ニ關スル建議案」

二 婦人団体と「民法改正要綱」

(一) 婦人団体による民法改正への関心

(二) 婦人同志会による民法改正運動

三 婦人同志会と民法学者

(一) 婦人同志会における二つの講演

(二) 穂積重遠の考える「婦人問題」そして「家族制度」

おわりに

はじめに

今から約一世紀前の日本法学界は、法学方法論の転換期を迎える重要な時期にあった。

我が国における法学方法論の変遷について概観してみると、主要な法典編纂事業が一応の完成を果たした明治三〇年代以降、「ドイツ法であらうんば法にあらず」⁽¹⁾という言葉に象徴されるように、ドイツ流解釈法学が隆盛をきわめていた。⁽²⁾その中で、当時の法学者たちは、パンデクテン法学を通じて論理的に整備されたドイツの法解釈学に倣って、法体系の論理的整合性と法概念の緻密化を追求した。特に民法学においてこの傾向は顕著であり、フランス法などの非ドイツ法に由来する民法典の規定すらも、ドイツ的な体系化の対象となった。⁽³⁾

しかしその一方で、一部の法学者たちの間では、法に対する社会の要求を十分に満たすことの出来ないこの法学方法論を疑問視し、これに代わる新たな学問を求める動きが見られるようになった。⁽⁴⁾その中のひとつに、日本の社会の現実を直視し、「法の規律対象である社会をみながらそれとの関係において法を考えよう」とする「社会学的法律学」がある。⁽⁵⁾従来の「法規から出発し条文の解釈ではこうなるのだという法律学」とは大きく異なり、今まで目を向けられることのなかった日本社会の現実注目したこの画期的な方法論は、末弘巖太郎と穂積重遠を主たる論者として展開された。⁽⁶⁾尤も、「実践的な課題に取り組んだ大正デモクラシー期の末弘法学は社会学的法律学と呼ぶことが出来よう」という指摘に見られるように、末弘がこの新法律学の代表者とされることが多い。確かに、彼が大正一〇(一九二一)年に『物権法』の中で、実生活に内在する「生ける法」の探求の必要性を主張したことは、社会学的法律学を確立させる大きな端緒となったと言ってよいだろう。⁽⁸⁾しかし、家族法の中で実践された穂積重遠の「社会学的法律学」も決して軽視出来ない。我妻栄の指摘によれば、当時、法律と社会の間に最も隔たりが生じていたのは家族法領域であった。穂積はこの問題性にいち早く気づき、明治末から大正にか

けて激動する日本社会、特にそこにおける家族関係を捉え直すことで、現実社会と法律との間の矛盾を見い出すこととなる。そして、社会的現実を直視し、法の果たし得る機能の認識することで、明治民法が想定出来なかった社会（家族）の変化に対してはそれに適応する新たな法規定を設け、一方、成文化するに至らなかった慣習がその後の社会でも残存し、法規定がないために社会（家庭）的弱者の地位を一層劣悪にするものについては、彼らを保護すべき対処法をとるべきことを提案していった。

本稿は、こうした大正期の「社会学的法律学」の研究の一環として、昭和八（一九三三）年第六四回帝国議会に提出された「民法親族編並相續編中改正ニ關スル建議案」に注目するものである。右建議案については、我妻栄が『ジュリスト』に連載していた「身辺雜記」の昭和三年一月号の中で紹介されている。⁽⁹⁾ 我妻によると、右建議案は昭和八年の衆議院において、「婦人ノ人格ヲ向上シ其地位ヲ向上セシムル趣旨」をもって、臨時法制審議会の親族編・相續編の改正要綱（民法改正要綱）を速やかに修正せよとの趣旨で提出されたものである。我妻がこの建議案に関して「改正要綱と戦後の改正の中間に位するものとして、民法の沿革史上において特筆すべき値打がある」と述べ、「どんな事情の下にこの建議がなされたのか、提案理由の説明にどんなことが述べられたのか、帝国議会の資料によって研究する値打ちがある」と指摘しているように、これは大正・昭和戦前期の家族法史研究における重要資料ともなり得るものである。

しかし、実際のところ、この建議案については現在に至るまで詳細な研究はなされてきていない。そこで、筆者がこれを調査したところ、興味深い事実が浮かび上がってきた。この建議案の制定にあたっては、婦人同志会という婦人団体が深く関与していたが、この周辺にいた法学者が、まさしく「社会学的法律学」の提唱者たる末弘厳太郎と穂積重遠であつたのである。⁽¹⁰⁾ 従って、この建議案をめぐる当時の婦人団体が繰り広げた対議会運動の実態を検証し、またそれとの二法学者の関わりを相互に比較することを通じ、彼らの法学方法論の具体的様相の

一端をより鮮明に浮かび上がらせることが出来るのである。その意味において、この建議案は、大正・昭和戦前期の社会や法学の実像またその両者の相互連関のあり方を捉える一素材として有益なのではないかと考えている。以下では、この建議案に関する末弘と穂積双方の見解を見ていくが、本稿ではその中でも特に穂積重遠に注目していき⁽¹¹⁾たい。前記の通り、新しい法律学としての「社会学的法律学」の特徴を捉えるためには、家族法学領域からの研究が不可避である。また、専門領域からすれば当然のことではあるが、この民法改正問題についてより積極的かつ実践的に取り組んできたのは穂積重遠の方である。

近年、大村敦志氏により、『穂積重遠』『穂積重遠法教育著作集 われらの法』『終戦戦後日記』と、穂積重遠に関する著書が続けて刊行され、穂積法学への関心が高まりつつある。大村氏は、現代の法の動向を認識するためにも「大正法学」⁽¹²⁾を再考する必要性があるとし、その際には「二〇世紀前半の日本社会の変化の様子を体感すること」を可能たらしめる穂積重遠の生き方そのものを見ていくべきであると指摘する⁽¹³⁾。なるほど、穂積の経歴を見てみると、彼は東京帝国大学法科大学教授をはじめ、貴族院議員、東宮太夫、最高裁判所判事として活躍する他、臨時法制審議会の幹事・委員並びに満州国司法部審核（法律顧問）として、日本の民法改正作業や家事審判所の構想、そして満州国の法典編纂事業に携わり、さらには昭和八年「婦人弁護士法」⁽¹⁴⁾や児童虐待法の制定にも関与している。また彼は、東京帝大セツルメントや中央法律相談所などの社会事業や公民教科書の編纂、明治大学専門部女子部や東京家庭学園（現在の白梅学園）⁽¹⁵⁾の創設など教育面でも大きな役割を果たしており、大正・昭和期における様々な社会の動向と密接な関連を持っていることがわかる。その際、我々は、多方面にわたる彼の活動に共通し、また彼の家族法理論を支えたものとして、彼の婦人問題への関心、そして女性の法的地位の向上の実現を目指す彼の使命感に気づかされる。そうである以上、こうした彼の婦人問題への認識を踏まえ、穂積法学を理解していくことは出来ないといっても過言ではないだろう。本稿においてこの建議案に注目するのは、

これが穂積の家族法理論の根底にある「婦人問題」についての認識と当時の社会との繋がりを考察するための好素材であるが故でもある。

以上の点をふまえて、本稿では次のような構成で進めていきたい。まず第一章では、右建議案の成立に至るまでの過程を時系列に沿って検討していくことにする。この建議案の出発点は、臨時法制審議会の民法改正要綱にあることから、そこから話を始め、「民法親族編並相續編中改正二關スル建議案」の議事経過及びその概要を示していく。そして第二章では、その背景にある婦人団体による民法改正運動について、当時の婦人雑誌から明らかにする。その上で第三章では、当時の婦人団体が自らの問題にかかわる有力な法学者として選んだ二人の法学者がこの建議案や民法改正についてどのような見解を有していたかを見ることにし、特に穂積については、彼の婦人論・家族法観についてさらに掘り下げ分析する。

一 「民法改正要綱」の成立とその批判

(一) 臨時法制審議会における民法改正作業

臨時法制審議会は、大正八（一九一九）年九月、原敬内閣の諮問機関として設置され、穂積陳重を総裁、平沼騏一郎を副総裁とし、民法改正や陪審法制定など、法体制の再編作業にあたつた。⁽¹⁶⁾同審議会が開設される契機となつたのは、大正六年設置の臨時教育会議における「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」、特にその中の「我国固有ノ淳風美俗ヲ維持シ法律制度ノ之ニ副ハサルモノヲ改正スルコト」という項目であり、これに応じるかたちで民法改正が目指され、昭和二（一九二七）年末に「民法親族編中改正ノ要綱」（三四項目）及び「民法相續編中改正ノ要綱」（二七項目）（これらを総称して「民法改正要綱」と言う）が発表された。⁽¹⁷⁾

設立当初の臨時法制審議会は「家族制度を強化すべし」という目標を掲げていたものの、実際に調査が進む中で、変化しつつある家族関係のあり方に着目し、それに対応し得る法律を制定すべきだという意識の変化が見られるようになった。その結果、完成された民法改正要綱は、従来の目的とは異なる形で「婦人の地位に於て一步を進めた」⁽¹⁸⁾内容となった。具体的には、分家を容易にしてその促進を図ることで「家」と実質的な家族共同生活とを結びつけ、妻の能力の拡張、夫婦財産制における別産制、遺産相続人の中の配偶者の順位の上昇など、妻の地位を高める規定が積極的に提案された。また単独相続としての家督相続を緩和し、親族会の制度を整備することとでその濫用を防止した。さらに家事審判所を設置し、家をめぐる複雑な問題に関しては適宜柔軟に判断することとした。

民法改正要綱はその後、内閣に答申され、昭和三年一二月には司法省内に設置された民法改正調査委員会のもとで民法改正に向けた起草作業が行われることになる。親族・相続両編の改正案は、第一草案から第五草案（第三草案以後は人事法案の仮称で）まで起草された。しかしその後、戦局の悪化に伴い、昭和一九年一〇月、他の政府事業とともに中止を命ぜられたため、ここで戦前の民法改正案の起草作業は終わった。

(二) 昭和八年第六回帝国議会衆議院「民法親族編並相續編中改正二關スル建議案」

1 議事経過

「民法親族編並相續編中改正二關スル建議案」（以下、「民法改正建議案」と称す）は、昭和七（一九三二）年一二月二六日より翌八年三月二五日まで開かれた第六回帝国議会において、衆議院議員守屋栄夫によって提出された。⁽¹⁹⁾提出日は昭和八年三月九日である。「両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得」（大日本帝国憲法第四〇条）と定められているように、建議とは、議院が政府に意見を伝達するための制

度である⁽²⁰⁾。建議をする際には「各議院ニ於テ（…）建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス」⁽²¹⁾（議院法第五一条第二項）とあるように、提案者は三〇人以上の議員の賛成者を得た上で建議案を所属議院に提出しなければならない。右記の建議案は三八人の賛成者のもとで提出された⁽²²⁾。その中には、星島二郎のような、女性の権利向上に積極的な姿勢を見せていた議員もいた。同建議案は、三月一三日に「委員付託」され、同一五日に開催された第一一回建議委員会にて審議が行われた。同委員会には、提出者である守屋も出席し、建議理由を述べ、建議案の審議を要請している。同日に建議案は可決⁽²³⁾し、三月二五日の本会議も通過し、政府に呈出された⁽²⁴⁾。

2 「民法親族編並相續編中改正ニ關スル建議案」の内容

それでは民法改正建議案の内容はどのようなものだったのだろうか。以下に同建議案の全文を引用しておこ⁽²⁵⁾う（明治民法と民法改正要綱との異同については本稿末尾の別表を参照のこと）。

民法親族編並相續編中改正ニ關スル建議

政府ハ婦人ノ人格ヲ尊重シ其ノ地位ヲ向上セシムル趣旨ヲ以テ民法親族編及相續編中適當ナル改正ヲ爲スノ案ヲ立テテニ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム
右建議ス

民法親族編並相續編中改正ニ關スル建議案理由書

我カ民法ハ明治二十九年ニ制定セラレタルモノニ係リ其ノ當時ト今日トヲ對比スレハ各般ノ社會情勢ニ多大ノ變化アリ

從テ婦人ノ地位身分ヲ規定スル親族編及相續編中ニ現代ノ實生活ニ適合セサル法規ノ多多存在スルコトハ言ヲ待タサル所ニシテ之カ改正ハ喫緊ノ要務ナリ

政府茲ニ見ル所アリ曩ニ臨時法制審議會ヲシテ民法中親族及相續ノ兩編改正ニ著手セシメラレ其ノ報告ニ基キ昭和二年相續編、大正十四年親族編ノ改正要綱ヲ發表セラレタリ該要綱ヲ見ルニ現行法ニ比シ格段ナル進歩ノ跡ヲ認メサルニアラサルモ之ヲ社會ノ實情ニ鑑ミ婦人ノ人格ヲ尊重シ其ノ地位ヲ向上スル點ヨリ見レハ尚遺憾ノ點尠カラス仍テ民法相續編及親族編中臨時法制審議會案改正要綱ニ關シ更ニ左記各項ノ要旨ニ依リ適當ナル改正ヲ施スノ案ヲ立テ帝國議會ニ提出シ速ニ之カ實施ヲ爲スノ要アリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

記

第一 子ノ婚姻ニ對スル父母ノ同意ハ現行法通トスルコト(要綱、親、第十一參照)

第二 妻ヲ能力者ト認メ之ヲ無能力者トスル現行規定ヲ削除シ又現行ノ夫婦法定財產制ノ規定ニ改正ヲ加ヘ妻ノ財產ニ對スル夫ノ管理收益權ヲ廢スルコト(要綱、親、第十四參照)

第三 離婚ノ同意ニ關シテハ現行法通トスルコト(要綱、親、第十五參照)

第四 離婚ノ法定原因ヲ整理シ(一)夫婦平等原則ヲ確立シ「夫妻ニ不貞ノ行爲アリタルトキ」ト爲スコト(二)配偶者ノ直系尊屬ニ對スル待遇問題ヲ法定離婚原因トシテ特ニ規定セス「其ノ他婚姻關係ヲ繼續シ難キ重大ナル事情存スルトキ」ノ條項ノ適用ニ俟ツコトトスルコト(要綱、親、第十六參照)

第五 花柳病患者又ハ精神病患者其ノ他惡質不治ノ患者トノ婚姻ヲ拒否スルノ權利ヲ明確ナラシムルコト

第六 母ノ親權ヲ擴張シ父亡キ後ノ親權行使ニ關シ親族會ノ干涉ヲ避クヘキハ勿論父母共同親權ノ原則ヲ確立スルコト

(要綱、親、第二十七參照)

第七 家督相續人ノ相續財產ニ制限ヲ加ヘ家督相續人以外ノ子女ニモ相當ニ財產ヲ分配スルノ途ヲ開クコト(要綱、相、第一參照)

第八 妻ニ財産相續權ヲ與ヘ遺産相續ノ場合ハ妻ヲ相續ノ第一順位トシ家督相續ノ場合ト雖被相續人ノ妻ハ相續財産ノ半分ヲ相續シ得ルノ途ヲ開クコト（要綱、相、第六參照）

まず冒頭に、「政府ハ婦人ノ人格ヲ尊重シ其ノ地位ヲ向上セシムル趣旨ヲ以テ民法親族編及相續編中適當ナル改正ヲ爲スノ案ヲ立テ速ニ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム 右建議ス」とした上で、建議理由が述べられている。明治三一（一八九八）年施行の明治民法典の内容の多くは、昭和八（一九三三）年当時の日本社会にはもはや適合せず、とりわけ親族編や相續編の定める婦人の地位・身分に関する規定においては、法律と社会の乖離が顕著に見られたため、民法改正は急務であつた。そのような中、臨時法制審議會によつて作成された民法改正要綱は「現行法ニ比シ格段ナル進歩ノ跡ヲ認メサルニアラサル」ものとなつた。しかし、民法改正要綱が発表された後、民法改正作業は全く進展が見られなくなり、また、そもそも民法改正要綱自体も、「社會ノ實情ニ鑑ミ婦人ノ人格ヲ尊重シ其ノ地位ヲ向上スル點ヨリ見レハ尚遺憾ノ點尠くない。そこで、さらなる婦人の地位の向上のため、民法改正要綱を修正し、速やかにこれを実施するよう要求したのである。

次に建議案では、民法改正要綱に対する具体的な修正案が提示されている。その内容について簡潔に説明しておこう。

「第一」は婚姻する際の戸主・両親の同意権についてである。従来は三〇歳以下の男性、二五歳以下の女性に限り、婚姻または離婚時に戸主・両親双方の許可が必要であつたのを、年齢の如何を問わず同意が必要とした民法改正要綱に対し、現行法に戻すよう求めている。「第三」の離婚をする際の同意権についても同様である。

「第二」は妻の法律行為能力及び妻の財産に対する夫の管理収益権についてである。妻の無能力を規定する明治民法、そして妻を能力者とすることを明言した民法改正要綱の両者に対して、妻を能力者とすることはもとよ

り、妻の行為能力の範囲を更に拡大させるべきとの見解を示した⁽²⁸⁾。また、夫婦の財産についても同様であるとした。

「第四」は離婚の法定原因についてである。夫の貞操義務に関して、明治民法では、夫が姦淫罪によって刑に処せられたときに初めて妻の離婚請求が認められたのに対し、民法改正要綱では、「夫力著シク不行跡ナルトキ」という段階で既に請求可能であるとした。しかし建議案では、これでもなお不十分だとして離婚原因としての貞操の男女平等を主張し、男女ともに同一の規定を設けるべきだとした。一方、配偶者の直系尊属との関係については、法定離婚原因として規定すべきではないとしている。

「第五」は婚姻拒否に関する事項である。我妻によると、これは「配偶者が花柳病患者または精神病患者その他悪質不治の患者であることを」離婚原因として明示せよ⁽²⁹⁾との要求であるが、この理解には疑問が残る（この点については次章の中で改めて取り上げることとする）。なお、精神病を患う配偶者との離婚に関しては、民法改正要綱でも議論となり、相対的離婚原因を設けることが提案されているが、建議案のような花柳病患者をも含む内容は、現行法にも民法改正要綱にも見られない。

「第六」は親権についてである。明治民法では、母は通常親権者となりえず、仮に親権者となる場合でも、その都度、親族会の同意を得なければならなかったところ、民法改正要綱では、これを「整理減縮」すべきだとした。これに対し建議案では、さらなる具体案として父母共同親権の原則を提唱している。

「第七」及び「第八」は相続に関する事項である。民法改正要綱では長子相続制度の緩和のために、家督相続人は、被相続人の直系尊属、配偶者及び直系卑属に対し、相続財産中、家を維持するために必要な部分を控除し、なお残った財産の一部を分配することとした。また遺産相続において、寡婦と直系卑属を同一順位とし、寡婦に子の一人分の遺産を相続させることを認めた。これに対して建議案では、家督相続人たる長男の相続財産に制限

を加えた上で、家督相続人以外の子女に相当の財産を分配する途を開くべきとし、特に寡婦の相続権については、遺産相続の第一順位者とし、また家督相続でも相続財産の半分を相続させるべきだとし、従来、相続上不利な立場にあった女性の地位の向上を求めている。これについて我妻は、「それにしても要綱の線を進めること、一歩や二歩に止まらない。(…) みようによっては、家督相続の本質をゆり動かす思想を含む。実質的に見ても、(妻が獲得する遺産が)遺産の半分というのでは、戦後の改正に優る⁽³⁰⁾。」と評しており、いかに建議案が斬新な内容を包含していたかがわかるだろう。

以上より、民法改正建議案とは、民法改正要綱を評価しつつも、さらに内容的に「一歩進めよ」という趣旨のものであったことがわかる。そして何よりも、同建議案は、目下、一向に進まない民法改正作業に対しての批判を意味するものであったことは確かであろう。

それでは、どのような事情の下にこのような建議がなされたのか。次にこの点について考察してみたい。

二 婦人団体と「民法改正要綱」

帝国議会の関係資料によれば、建議案の提出者は立憲改進黨所属の衆議院議員守屋栄夫であるとされているが、これについて、守屋自身が自らの日記の中で重要な証言をしている⁽³¹⁾。以下、関連箇所を引用しておこう。

昭和八年二月一八日

(…) 婦人同志会の人々、わざわざ東京駅まで予を追ひかけて、建議案提出のことについて直訴来られたのは些か閉口した。

この一文から、民法改正建議案は、守屋が「婦人同志会」という婦人団体に依頼され提出したものであることがわかる。建議はその性質上、個人団体が行うことは出来なかったため、帝国議会の議員に依頼する必要があった。ここに、婦人同志会において、「官吏としては珍しい婦人問題に十分の理解を持つてゐる人」⁽³²⁾として、当初、婦人間で定評があつた守屋に依頼しなければならなかった事情があつたと理解することが出来るだろう。

(一) 婦人団体による民法改正への関心

民法改正への婦人団体の関心は、民法改正要綱が発表される以前より既に見られる。民法中の改正に対する陳情や請願は、昭和二(一九二七)年より、婦人参政同盟⁽³³⁾によって行われており、同年には、(臨時)法制審議会委員宛に陳述書が、そして貴族院議長徳川家達宛に請願書がそれぞれ提出されている。⁽³⁴⁾真偽の程は定かではないが、婦人参政同盟のメンバーの発言によれば、「(臨時法制)審議会でも一層問題に成り委員間の輿論とも成つて多少私共の希望を加味した折衷案の様な改正法律案を作制⁽³⁵⁾する様に同審議会で答申された筈」⁽³⁶⁾とのことである。

その後、臨時法制審議会によって民法改正要綱が発表されると、「民法改正案要項を土台として、特に当然婦人のために改正すべき法律について吟味⁽³⁷⁾」することを活動の中心に据え、その重要性を主張する全関西婦人連合会(以下、連合会と称す)の活動が活発になった。⁽³⁸⁾同会は、西日本全域の中産階級の女性を中心に三〇〇万人の会員を擁し、戦前では最大規模の婦人団体であつた。⁽³⁹⁾大正八(一九一九)年に第一回婦人会関西連合大会が開催されて以降、昭和一六(一九四二)年に解散するまで、関西地区における婦人運動の中心的拠点であつた。連合会の機関誌『婦人』によると、昭和六年一〇月の同誌第八卷第一〇号にて、当時の連合会政治部委員長を務めていた錦織久良子会員が、論稿「婦人のために改正すべき法律」を発表したのが、連合会における民法改正運動の始まりである。連合会の具体的な活動内容としては、民法改正要綱の研究及び調査にあつた点に大きな特徴が見

られるといつてよい。彼女たちの最終目標もまた、民法改正要綱のさらなる改善であり、将来的には請願運動等の対議会運動も念頭に置いていた。しかし、政府による民法改正作業が、民法改正要綱の発表から四年以上経っても全く進展を見せず、帝国議会への提出の目処も立っていない現状に行き詰まりを感じ、打開策を見出せないでいた。それでも彼女たちは、これが「声のみ」の改正になりつつあることに危惧を抱き、民法改正委員会の進捗状況を意識しつつ、行動する時期を見計らっていた。このように積極的行動をおこせないでいた連合会に代わり、一足先に民法改正要綱に対する対議会運動を実行に移したのが婦人同志会であった。

(二) 婦人同志会による民法改正運動

婦人同志会（以下、同志会と称す）は、「吉岡弥生、井上秀子ら女子教育家を発起人」として結成された「穩健派」の婦人団体であり、昭和五（一九三〇）年五月、「婦人参政権を得て吾國婦人の地位向上、政治の浄化、人類の幸福増進」を目的に、幹事二七名、委員一三九名によって設立された。⁽³⁸⁾ 設立当初は公民権獲得を最重要課題に掲げていたが、次第に民法改正や家庭内紛争の相談事業に力を入れるようになっていく。⁽⁴⁰⁾ 同会が民法改正運動を開始した正確な時期については明らかではないが、『婦女新聞』にて最初に確認出来るのは、昭和八年二月一日に「婦人同志会、吉岡弥生女史以下各幹部集合し、『民法改正案に関する』会員相互の研究を審議」し、第六回帝国議会における民法改正建議案の提出を実現すべく活動を行うことが決定されたことであり、それ以降、総会などで重要課題として取り上げられている。

建議案の提出にあたり、同志会では、当初、婦人参政権運動の賛同者として婦人問題に精通し、同会とも関わりを持っていた田子一民代議士を建議案提出者にすることを計画していたが、最終的には、田子と同じ立憲改進党に所属していた守屋に依頼することとなる。⁽⁴²⁾

当初、同志会は建議案の原案となる「民法親族編相續編中改正要綱に關する建議案」(以下、同志会案と称す)を作成していた。ここで、その全文を紹介しておこう(明治民法・民法改正要綱・建議案との異同については別表を参照のこと)。

民法親族編相續編中改正要綱に關する建議案(婦人同志會原案)⁽⁴³⁾

建議の理由

親族編、相續編は、共に明治三十一年六月二十一日に制定せられたるものにして、その當時と現時とを比較すれば、政治、經濟、各般の社會情勢は一變し居れり。全編を通じて、現代の實生活に適合せざる法規多々あるが故に、社會の實情に合致する様、根本的改正を必要とする事は、多言を要せざる處にして、法案の改正は吾人の最大急務なることを痛感するものなり。即ち右改正の急務なることは、世論の一致する處にて、これが爲に臨時法制審議會も既に兩編の改正要綱を發表し居れり。然れども、大正十四年五月十四日に發表せられたる右要綱すら、之を實施せんとするの意志全然なく、暗々裡に之を抹殺せんとするの現状なり。吾人は茲に於て、政府に對し左の要求をなす。

- (1) 右兩編の根本的改正を一日も早く立案成文化して之を發表すべし。
- (2) 臨時法制審議會案中、尙現代の社會狀態に適合せざる多々の點と、幾多の疑義ある矛盾を發見するにつき、政府は之等の要點を更に削除又は改正し、一日も早く新立法を議會に提出すべし。
- (3) 前記審議會案中、左の要點は少くとも改正すべき條項なるにつき、之を採擇し、其の精神に基く新法案を制定されんことを提議す。

要綱中に加ふべき改正の要點

第一 戸主の扶養義務を擴張すること。(第六審)

現行法は戸主の權利のみ伸張し審議會案は戸主の家族監督權を明示すると雖も、戸主の任務は自活能力なき家族

の扶養義務者としてその責任の重大さを自覺せしめ、之を具體化し、戸主の責任を加重する必要あること。

第二 父母は不當に子の婚姻を拒否し得ざること。

子が婚姻をなすにつき、父母の同意を必要とする點は、現行法通りとす。但し父母、正當の理由なくして、同意を拒む事得ざるものとする。

右に關しては、家事審判所の審判を双方より申請し得べき事とす

第三 傳染性、花柳病患者又は精神病患者に對する婚姻拒否の件當事者は醫師の診斷書を要求し得るの權利を與ふること。

第四 妻を能力者と認むること。(十四一、二、三審)

民法總則編は、「妻を無能力とす」とある時代錯誤の規定を全部削除すること。

夫婦法定財産制に根本的改正を加へ、妻の財産能力を充分に確保すること。

第五 離婚の同意に關しても婚姻の時と同様とす(十五審)。

第六 離婚の法定原因を整理すること(十六審)。

夫婦平等の原則を確立し、差別待遇をなさざること。従つて「妻に不貞の行爲ありたるとき、夫に著るしき不行跡ありたるとき」と云ふが如き、不拘働の文字を使用せず、夫妻共に貞操の義務を負ふべく、之を中心として「妻に不貞の行爲ありたるとき」となすべきこと。

配偶者の直系尊屬に對する待遇問題を、法定離婚の原因とせざること。右は第三者の干涉により、夫婦を離別せしめること、なると共に「其の他婚姻關係を繼續し難き重大なる事情存するとき」の條項により、調節し得ること。

第七 母の親權を擴張すること。

父在世の時に母の親權を認め、父母共同親權の原則を確立する事

第八 後見人を公職化すること。

後見人は主として、未成年者の資産を中心として開始されるものなるが、故にその職務を公職化するの必要あり。

特に家事審判所の監督活動をまつ。

第九 長男子が、父の地位と財産を獨占相續する家督相續權に、適當なる制限を加へ、尙、家督相續開始のときと雖も、相續人以外の子女には、相續財産の半分を、平分して相續せしむる様にすべきこと。

第十 妻に財産相續權を與ふること。

其の他規定すべき條項尙數多しと雖も、先づ最も緊急なるもの、みを以上の如く主張す。

前章にて紹介した建議案は、この同志会案に修正を加えたものである。⁽⁴⁴⁾同志会案と建議案の内容を対比してみると、理由書も含め、ほぼ同一であるといつてよいが、いくつかの点において相違が見られる。

例えば、建議案では、同志会案の「第一」及び「第八」が削除されている。なお、同志会案「第一」は、戸主の扶養義務に関する要望である。現行法である明治民法では戸主の權利を拡張させた規定ばかりが見受けられるのに対し、民法改正要綱では戸主の家族監督權を明示している。これについて同志会は、戸主に家族の「扶養義務者」としての責任をさらに自覺させるように、義務規定を追加させる必要があると主張した。また同志会案「第八」は、後見人の公職化の要請である。臨時法制審議會で議論されている家事審判所を活用させようとしている点に注目されよう。

建議案に採用されている項目の中でも、母親の親權に関する項目（同志会案「第七」・建議案「第六」）については、同志会案の方が、父の在世時より母の親權を認め母の權利を広く認めていると解することが出来よう。相続についても、家督相續人以外の子女の相続配分（同志会案「第九」・建議案「第七」）の表現上の違いが見られ、妻の財産相続權（同志会案「第十」・建議案「第八」）に関する具体策が建議案の方には提起されている。

花柳病患者や精神病患者等に関する項目（同志会案「第三」・建議案「第五」）に関しては、同志会案・建議案共にほぼ同様の文言で記されているが、その捉え方が異なっている。前述の通り、建議案では「花柳病患者又ハ精

神病患者其ノ他惡質不治ノ患者」の法的な位置づけが不明確なのに対し、同志会案では、こうした患者との婚姻拒否を意味している。花柳病患者に関する問題は、かつて新婦人協会がその結婚制限をめぐり帝国議会上に請願したこともあるように、婦人団体の間では共通の重要課題のひとつであった。同志会もこうした動向の中で民法改正案の一項目としてこれを設けたのであろう。尤も、同志会案では、「婚姻についての父母の同意」（同志会案「第二」）のあとに挙げられている点からも、これが婚姻に関する項目であると考えの方が自然だろう。一方、建議案では、離婚の法定原因に関する項目（建議案「第四」）のあとに挙げられているため、前述の我妻の解釈のように「離婚原因」と理解することも完全に排除されるわけではない。

現在の女性史研究の中では、同志会案は「決して家族制度の根幹を揺るがすものではなく、『妻』や『母』の立場を強めることで、かえって『家』の安定化を図るもの」⁽⁴⁶⁾であり、建議案もまた「『家』制度（家族制度）の廃止を提起できなかったため、それに起因する不徹底さはまぬがれなかった」⁽⁴⁷⁾との批判も見られる。確かに、同志会は穏健派と称されている通り、婦人参政同盟が提案した民法改正案⁽⁴⁸⁾と比べると、妻の地位の向上、男女平等の実現という視点において決して先鋭的であつたとは言えない。しかし、婦人参政同盟ですら家制度の廃止は一顧だにしておらず、また、臨時法制審議会では家制度の強化が既定方針であつたことを考慮に入れると、法的地位の向上をめぐる彼女たちの要求はこの程度で収めざるを得なかったと見るべきではなからうか。むしろ、このような状況にもかかわらず、妻に財産上の能力を与えること、相続財産の取得を可能にすること、夫の不貞行為を離婚原因として認めることなど、着実に婦人の地位を向上させようとしたその姿勢を肯定的に評価すべきであろう。

このような同志会による民法改正の実現に向けた活動は、様々な形で展開されていく。帝国議会で審議期間中である昭和八年三月一三日（建議案の委員会説明がなされた日）には、婦人同志会主催による民法改正講演会が

東京女子青年館にて開催され、建議案提出者として守屋栄夫が「提案者として」と題する報告を、また民法改正要綱作成者として穂積重遠が「民法の改正に就て」と題する講演を行い、婦人が民法上の権利の改善を求め、国家に訴えた第一歩として、今回の建議の意義を再確認し、同志会による運動を評価した。⁽⁴⁹⁾ 建議案を衆議院にて通過させることに成功した後も、同志会はこれを将来的には法律案として提出する方針で活動を継続することを決め、教育者や議員との意見交換会や、専門家による講演の開催など、積極的な活動を行った。例えば、昭和八年四月二四日には、同志会事務所にて女学校長との懇談会が開かれ、民法改正に対する同志会の主張を女学校公民教育にいかに取り入れるかが話し合われた。⁽⁵⁰⁾ 同年五月一三日には、末弘厳太郎による「民法に於ける婦人」⁽⁵¹⁾と題する講演が開催された。翌九年四月三〇日には、民法改正に関心をもつ貴族院議員を招待し、研究座談会も開いている。⁽⁵²⁾ さらに貴族院への請願活動も行われ、昭和九年第六五回帝国議会及び同一〇年第六七回帝国議会に請願書を提出している。⁽⁵³⁾

しかし、貴族院への請願はいずれも「現在、政府にて民法改正作業を継続中」を理由に「審議未了」となったと伝えられており、⁽⁵⁴⁾これを機に、同志会における民法改正運動は徐々に停滞していった。尤も、請願運動が難航する中、世論を喚起するため、一般の婦人を対象に、現行民法下での不合理な生活についての実例調査を実施するなど、⁽⁵⁵⁾民法改正に向けた努力も見られる。しかし、次第にこうした活動への関心を失っていき、その他に活動実績のあった「家庭相談所」の事業により重点を移していくこととなる。⁽⁵⁶⁾その結果、民法改正運動は事実上終りを告げたのであった。

三 婦人同志会と民法学者

(一) 婦人同志会における二つの講演

前述のように、婦人同志会は民法改正に向けた活動の一環として、末弘巖太郎と穂積重遠の二人の民法学者に講演を依頼している。この両者が大正・昭和戦前期を代表する法学者であることは既述の通りである。そこで、婦人同志会の民法改正運動と当時の法学界とのかわりをこの二人の講演を通して見ていくことにしよう。

1 末弘巖太郎「民法に於ける婦人」

末弘は昭和八（一九三三）年五月一日に「民法に於ける婦人」と題する講演を行っている。この中で彼は、かつて臨時法制審議会の委員をしていた経験⁽⁵⁷⁾を踏まえ、同審議会そして民法改正要綱に対する批判を行っている。彼によると、民法改正の発端は大正一二（一九二三）年に「教育家ばかりでなく、各方面の錚々たる人物」により構成されていた臨時教育会議が「家族制度と教育の關係について文部省に建言」したことであつた。⁽⁵⁸⁾この建言に対し末弘は家族制度に対する認識が「甚だ」不足していると評価している。その理由として、第一に「この建言のなされた大正十二年頃は、日本古來の家族制度は既に形骸」化していたこと、第二に「臨時教育會議の委員たちが」國民の日常生活が皆法律で定められるやうに考へ法律を變へれば生活も變るかのやうに考へ」ていることを挙げている。この点について末弘は次のように詳説する。

第一について、当時の民法に問題があるという点は末弘も同様の見解を有しているが、何が問題かというところの捉え方が臨時教育會議の建言とは根本的に異なっている。彼は、「現行民法が女に不利益なものとなつた基本は、父系中心の家族制度と封建時代の特色である封建君主に都合のよい形態」であり、「明治の制度建設に當

つた人々は、この封建思想に養はれた人々ですから、その思想が民法に反映してゐる」のだと言う。そしてここにある「父系中心の家族制度」とは「夫の血統を保つための制度」であり、妻は「よそから来た借物」であると説明した上で、こうした思想に基づいた民法規定の例として、「母親に親権がない」「寡婦に相続権がない」「庶男子が正妻の女子より先に相続権を持つ」「遺産分配にも母親は與れない」点を挙げている。その一方で、現実の社会に目を転じてみると、日本古来の家族制度（淳風美俗の母体となる「族父的家族制」）は形骸化し、多くは小家族の形態をとるようになったと指摘している。講演ではここまでの説明にとどまるが、ほぼ同時期に発表された『法律学辞典第一巻』（岩波書店、昭和九年）によれば、こうした「現行の家族制度は族父的家族制に由来する遺習を以て満たされて」いるが故に「到底十分に實在の家族生活を規律するに適」していないところに問題があり、「實在の小家族を規律するに適する新しき家族制度」を作つてそれを民法に反映させなければならぬ」と記しており、前記の発言の背景にはこのような認識があつたことが窺えよう。

第二について、末弘は法律と道德との関係から説き起こしている。末弘は、例として学校での教育の中で親に対する「隷属道德」が教えられている点を挙げ、実際、子供はそれが承服出来ず、そのため二〇歳前後までは親との衝突が生じるものの、「その時代を過ぎ、子も一人前となつて、親の方でも無暗と壓迫しなくなれば、對等の人格として相和して行くやうになる」ものであり、「この關係が最も美しいのではないか」と述べている。即ち、あえて道德的内容を法律に規定せずとも、自発的に子の中で「親を敬う」という道德的觀念が遵守されるようになることが理想の状態であると言うのである。それにもかかわらず、「古來の淳風美俗」を強調し、その必要性がやかましく論議されているその当時の状況は、かえつて「その実体が無くなつてゐる時又は危機に瀕してゐる時」であり、「家族制度を喧しく云ふのは家族制度の根柢のなくなつてゐる證據」であると言う。また、こうした国民の日常生活が全て法律で定められるように考え、法律を変えれば生活も変わるといった発想こそが

法律万能主義に基づいていると批判する。そこで末弘は、こうした現在の家族制度と旧来の道德の教えとの乖離を指摘し、現状に適した法制度の必要性を強く唱えていくのである。

また末弘は、民法改正要綱に対して「出来上った案には色々不満な點がある」と批判している。これについては前記『法律学辞典第一巻』に見て取ることが出来る。末弘はまず、『古來ノ淳風美俗』の母體たる族父的家族制に由來する家族制度的規律の更生を計りつつ、而もこれと調和しつつ大體に於て現在の小家族的家族に適應すべき規律の樹立に努力した痕跡を残してある」点において評価することは出来るものの、それは「當然のこと」であり、むしろ「吾人は唯其の勞力が十分満足すべき實績を残してゐないのを遺憾とするだけである」とした。⁽⁶⁰⁾ それというのも、臨時法制審議会の作成した改正要綱においては、親族範圍の拡大、戸主の監督義務・責任の強化、廃戸主制度の確立など、「族父的家族制」に由來する規律が提議される一方で、庶子の入家についての配偶者の同意、分家の容易化、離婚による扶養義務、母の親權行使の容易化、家督相続における一人相続制の緩和等については、むしろ實在の小家族的家族形態に適合すべき方策が考慮されている。⁽⁶¹⁾ これは「現代の社會事情に鑑み家族制度改正の事業として當然の事例」ではあるが、「それでは家族制度に對して濟まない」と云ふので申訳的に家族制度を尊重するかのやうな規則をあちこちに作⁽⁶²⁾ ってしまったことで、結局のところ、「法制審議會が自ら家族形態の小家族化的傾向を是認しつつ、此の小家族的家族の特質に適應すべき新たな家族制度的規律の何たるかを徹底的に考究し⁽⁶³⁾」ていないものとなつてしまつたのである。また講演でも末弘は、「分家」を認めた民法改正要綱の一箇条を挙げ、これは家族制度とは相容れないものであるとし、「これをもつと徹底させるにはむしろ『家』の制度をやめるのがよいのです。家族制度と言つても今は殆んど紙の上の事だけである。制度上で家族制度をやめても實際に家族が無くなるわけではないから心配することはありません。」とし、最も必要とされるのは社会の実情にあわせた新たな家族法制の創出であることを強調している。⁽⁶⁴⁾

最後に末弘は婦人たちに、民法上における婦人の地位の「不利不正」は言うまでもないが、社会のあらゆる方向で行われている女性の権利主張が何一つ通っていない現実を見ると声を挙げて民法改正を求めたところになか聞き届けられるものではないと、その難しさを指摘している。その理由として末弘は婦人の経済的基盤の脆弱性を挙げている。彼の言葉を借りるならば、「教育の機会均等と言っても、婦人に経済力を約束するものがないければ無理だし、婦人参政権が獲得されても今日の経済組織のまゝでは婦人の地位の向上も利益の増進も大して望まれ」ない、法律の改正もまた同様であって、「婦人の経済上の向上が無ければ、婦人の人格尊重を内容としての民法改正は中々行はれるものではないのである。つまり、法制度の改革を訴えることは時期尚早であり、最優先して婦人が望むべきことは経済力をつけることであるとした。

以上のように、末弘は民法改正要綱の批判に終始し、同志会の活動に対する評価は彼の講演の中に見い出すことは出来ない。

2 穂積重遠「民法の改正に就て」

末弘の講演に先立つ昭和八（一九三三）年三月一三日に、穂積重遠もまた、「民法の改正に就て」という題名の下、民法改正作業の経過報告、同志会案と民法改正要綱についての評価を行っている。

まず穂積は、「民法改正には私も委員の一人として當事者の立場にありますから、當局の内幕に就てお話し致しませう。」と述べ、改正要綱が出来るまでの経緯を説明する。⁽⁶⁵⁾ 彼によれば、その発端は大正八（一九一九）年に政府が臨時教育会議を招集し、教育制度の根本方針を審議したことにあり、同会議より「修身で教へる所と法律と、違ふ點が多々あつて、まことに不都合であるから、それを改正して貰ひたい」との答申がなされたことで、政府は臨時法制審議会を設置し、同審議会へ「現行民法の規定中、日本古來の淳風美俗に適はぬものがあるから

それを如何に改正すべきかを問ふ」と諮問したことから民法改正作業が始まった。また民法改正要綱について穂積は、「臨時法制審議會は」昭和二年に親族法、昭和四年に相続法 of 要綱を作り上げましたが、不備の點がいくつもあります。今の法律は男だけで作つたものだから、男には都合がいゝが、女には不都合に作られてゐると婦人方はおつしやる。然し「法律制定の場に」女がゐないから自然女の利益の無視されるのは已むを得ません。(…)やはり婦人自身が常々實力を装つてゐなければ向上は出来ません。」と指摘している。

これに続けて、穂積は同志会の建議案に関する自らの意見を述べていく。彼は民法改正要綱に対して、同志会が婦人の立場から運動を起こし、意見を表明したことは「結構なこと」として高く評価する。従来より穂積は、法学者として、さらには立法者として、女性に関わる(法)政策に女性の声を反映させていきたいという思いを強く抱いていた。彼によれば、本来、男女の社会生活を規定する法律は、男女双方の意見を取り入れて作られるのが当然であり、そうでなければ結果として女性が不利益を被ってしまうのは仕方ないとし、さらに国家の構成員全体——つまり男性と女性——の意見を反映させないような法律は、その質において完全なものにはなり得ない。しかし現実には、政府の各委員会をはじめ、あらゆる政策決定の場において、その構成員は男性のみであり、民法改正作業においてもまた例外ではなかった。⁽⁶⁶⁾そこで、男性のみならず女性もまた、法の重要性を自覚し、法知識を身につけること、さらには、女性もまた法の担い手であるという意識を持つことが必要であることを主張した。

また講演会では、同志会案の個々の提案に対する意見も披露している。

穂積が同志会案に対して肯定的な見解を示したのは、同志会案「第六」「第七」「第十」(内容については前章の同志会案を参照のこと)に対してである。同志会案「第六」で示された離婚の法定原因について、彼は、男女共に貞操義務を平等化させること、配偶者の直系尊属に対する「待遇問題」を離婚原因としないことという同志会

の要求に賛成だと述べる。民法改正要綱に見られる「妻に不貞の行爲ありたる時、夫に著しき不行跡ありたる時」の「著しく」は余計な制限であり、また、法定離婚の原因は細かく挙げるのではなく、重要なものを二、三にとどめるべきだとした。また同志会案「第七」に関しては「母の親権を認め、父母共同親権の原則を確立することは賛成する。」と全面的に賛成した。同志会案「第十」の妻への財産相続権の付与については、それを認めた上で一定の相続率を決めておく必要があるとし、同志会よりさらに一歩進め、「母親は四分の一の財産権を与えてよいと思う。」と提案している。

一方、穂積が同志会案に対して否定的な見解を示したのは、同志会案「第二」「第三」「第五」「第九」に対してである。穂積は、常に道徳との関連性のなかで法の位置付けを捉える傾向があり、基本的に、道徳で規律すべき問題については法律で規定すべきでないというスタンスで論じていく。このような考えは、同志会案の「第二」及び「第五」に対するコメントに反映されている。尤も、これについては民法改正要綱に対しても異を唱えている。つまり、同志会案や民法改正要綱は、適用範囲については見解の違いがあるものの、両者はともに、婚姻または離婚時における戸主・両親の同意権を条文化することに肯定的であるのに対し、穂積自身は「父母の同意を得ることを法律で定める必要はない」と主張する。彼によれば、「規則がなくても普通の人間なら誰しも親に相談しますし、親が拒めば餘計な紛議を起すだけの事」だからである。同志会案「第三」の花柳病患者等との婚姻拒否に関しては「これは問題だ」と批判している。その理由として、「病氣の者は結婚してはならないと云ふことになる、まだく色んな病氣にまで及ぼさねばならなくなり、複雑化してしまうこととあわせ、婚姻とは「男女人格の結合」であり、「子供を作る他にそれ自身の意義」があるからだとする。また同志会案「第九」で示された、長男の家督相続権に制限を加え、財産の半分を長男以外の子供たちに平分させて相続させるべきだとの提案について、「これは厄介な問題」であるとしている。その理由として「長男が全部相続するのはもちろ

んいけないが、家督を取るのは長男だから、これに相当額をやらなければ行かない。」と彼は指摘する。民法改正要綱では「一家の維持に必要なだけを長男が取つて後は〔それ以外の子供達で〕よろしく分ける」としており、穂積もまたこれを支持している。

また、同志会案「第四」に見られる、妻を能力者と認めるべきとする要求に関して、穂積は民法改正要綱で既に実現していると述べている。⁽⁶⁷⁾その他にも、同志会が提案していない、私生児や母子の扶助に関しても考えねばならない問題として紹介している。

講演の最後で、穂積は「民法改正はまだ〳〵改良すべき点がありますから、婦人方も運動して頂きたい。」と、女性が民法改正運動をさらに積極的に行うよう呼びかけている。というのも、彼もまた、民法改正要綱の制定に深く関与していたにもかかわらず、その内容には決して満足していなかったが故である。⁽⁶⁹⁾立法過程において婦人の声を十分に反映させることが出来ていないこと、国民全体の法に対する自覚がまだ適切ではないことこそが、婦人の権利保障の薄弱さに繋がっていると感じていた。実際、この講演の数年前に出版された『民法讀本』の中で、彼は、民法改正にあたり国民の「輿論」が形成されなくてはならないとし、⁽⁷⁰⁾特に「婦人に關する問題が（…）民法改正の一要部をなすのであるから、婦人の注意が民法に向けられることが、民法其ものためにも婦人の地位の上進のためにも、極めて望ましい」と述べている。⁽⁷¹⁾その意味において、民法改正作業の途中段階で、婦人同志会が「民法改正運動」という形をもって参画するということは、彼の理想に適った法制定のあり方に合致したものであったのではないだろうか。

尤も、穂積が婦人団体に対して民法改正への関与を強く要請したことはこの講演が最初ではない。例えば、前章にて紹介した全関西婦人連合会には、民法改正要綱が発表された直後の昭和七（一九三二）年に、「〔民法改正要綱が帝国議会に提出される前に〕十分御研究になつて御發表になる餘地はまだあります」⁽⁷²⁾と、意見を公の場で積

極的に述べるべきと助言している。他方、連合会もまた、「民法改正要項⁷⁴なるものは、(…)更に民法改正委員會で法文作製されて司法省議に附せられ、閣議に附せられ、政府案として衆議院に提出され、貴族院を通過し特に法律は天皇の御裁可を得て官報に公布されて初めて茲に法律としての效力を生ずるのですからこれが政治家の手に渡つたが最後、どう、どこが削られて骨抜き⁽⁷³⁾の結局は元の李阿彌に歸らないとも限らないのです。ですから今後の我々婦人の運動にまつべき大なる責任があるわけです」と述べている。このように、民法改正要綱が法律案になる前段階で修正部分を明確に発言しておかねばならないという認識が、当時の婦人団体の間にもあったことが窺えよう。

同志会をはじめとする婦人団体の民法改正運動が刺激となり、法律を本格的に学ぼうとする女性たちが増えることを穂積は期待していた。前述の通り、彼は講演の中で臨時法制審議会に女性の委員が一人もないことを嘆いている。しかし、委員になり得る女性がいなかったのも事実であり、それ故に彼は、女性法律家が誕生することを強く望んでいたのである。彼にとっては法律を専門とする女性の誕生こそが、司法や立法などのあらゆる場での女性の権利向上の要であったのである。これについては、前記引用文にある「やはり婦人自身が常々實力を装つてゐなければ向上は出来ません」という彼の発言から理解出来よう。こうした彼の見解をより明確に示しているのが、彼の著書『続有閑法学』所収の以下の一文である。⁽⁷⁴⁾

僕の夢みる所は女流法律學者の出現である。婦人の眼で法律を觀て貰ひたい。婦人の心で法律を考へて貰ひたい。婦人の手で法律を書いて貰ひたい。これが僕の宿願である。(…)今日でも、教育審議會委員又は物價委員會委員たり得る何女史何女史は居られるけれども、司法制度調査會委員に推薦すべき女流法律家は藥にしたくもないのである。僕はそれがほしい。(…)

この発言の背景には、前記に指摘した、民法改正作業における女性委員の不在が挙げられようが、その他にも、昭和四年に女性のために法律・経済の高等教育を授ける教育機関として明治大学専門部女子部が設立され、同年には弁護士法の改正によって女性にも弁護士資格が与えられるようになったことで、本格的に女性法律家の養成への途が開かれようとしていた現状を踏まえての発言であったのだろう。尤も、女性法律家の誕生の目処が立ち始めたところで、それが軌道に乗るまでにはさらなる時間を要し、女性法律家が誕生するまでの当面の間、婦人たちの要望を政府に伝え、それを法律に反映させることを可能とさせる唯一の手段が婦人団体の活動であった。そうであればこそ、穂積は、婦人団体の活動に積極的な意義を与えたと理解することも出来よう。

(二) 穂積重遠の考える「婦人問題」そして「家族制度」

ここでは、穂積の家族法思想を見ていくが、その全部を論じつくすことは現在の筆者の力の及ぶところではない。従って、講演の内容を理解するに必要な範囲で彼の見解を点描するにとどめたい。⁽⁷⁵⁾

1 穂積のフェミニズム論

穂積は、明治四三（一九一〇）年の『法学協会雑誌』に発表した論稿「フェミニズム」の中で、当時のフランスのフェミニズム論を紹介し、その中でも特に「純正フェミニズム (le féminisme indépendant)」なるものに着眼している。⁽⁷⁶⁾ ここで彼の言う純正フェミニズムとは、女権拡張を目的とするものであり、「法律上ノ婦人ノ地位ノ上進」や「婦人ノ自然状態ト法律状態トノ一致」といった主張を行うものである。このうちの「法律上ノ婦人ノ地位ノ上進」とは、道徳・礼儀・風俗上、婦人が尊重されるのみならず、法律上も婦人の権利が十分に保障さ

れ、男子の権利との不当の差異が除かれることを意味する。また、「婦人ノ自然状態ト法律状態トノ一致」とは、男女の間に自然の差違が存在することの否定ではなく、自然上の男女の差違よりも遥かに大きい法律上の男女の差違を設けている現状については是正する必要がある、婦人の自然能力に相当する法律能力を付与すべきとする考えである。そして穂積は、これこそが「吾人方正當ナル要求ト思ヒ將來研究ノ價值必要アリト信スル『フェミニズム』」であるとした。⁽⁷⁷⁾

確かに穂積も、純正フェミニズム論と同様に、婦人論を語る上で、決して婦人と男子を「同一」ならしめよという主張をしておらず、「男子は飽くまで男子であり女子は飽くまで女子であるが、國民としての價值が男子も女子も同等でなくてはならぬ（傍点・筆者）」と主張している。⁽⁷⁸⁾ 男は男の特長を女は女の特長をそれぞれに發揮しつつ、両者が対等の価値をもつて互いに補い合うところに国家社会や家庭の真の幸福が存する、つまり国家發展のために「男女平等」「女性の権利向上」の実現は不可欠であるとの持論を展開させていく。そして「今までややもすれば、國家社會を男のみが構成するやうに考へて居たが、國家も市町村も、また家庭も、男子と婦人とで構成して居るのだといふ、極めて平凡明白な眞理をもつと眞斂に考えねばなら」ず、「結局これのみが、婦人問題の骨子である」とした。⁽⁷⁹⁾ 彼は、自身の生涯にわたる活動の中核をなす研究や立法事業において、婦人の権利を向上させるべく尽力し実現させていくが、こうしたフェミニズム論が彼の活動の基調をなしていたと言える。

婦人問題は、当初、「男子對婦人の闘争問題」と捉えられがちであり、男性の立場から女性の権利向上を主張するということは、「男の癖に女の味方をする」として非難されていた。⁽⁸⁰⁾ しかし彼は、「男と女と敵味方のやうに考へることが抑も間違ひ」であるとして、自らを「男女對等論者」と称し、「婦人問題なるものは單に婦人だけの問題でない。婦人の地位を上進させることによつて、國家乃至人類を完全なものにしようといふ問題であつて、

これは決して婦人だけの問題ではなく、人類の問題であります。」「婦人の地位を高めることは婦人だけの利益ではない、同時に男子の利益である、(…)婦人の地位の上進は婦人のみが希望すべき問題ではない。男子といはず、婦人といはず、人類の向上發達を希望する者の共に熱望すべき重要事、なのであります。」として、婦人問題とは「人類の問題」であると主張した⁽⁸¹⁾。つまり、彼における婦人論とは、劣位にある女性の地位を男性と「平等」にすることのみを目的とする女性拡張論とは異なり、男女という枠組を超えた「個人」⁽⁸²⁾として互いに認め合い、それを共に發揮出来る社会を構築していくことを目的としていると言えよう。前述のように、婦人同志会は婦人運動の系譜からすると、穩健的であり、男女の徹底した平等を求めるものではなく、あくまでも家の存在や男女の差異の存在を前提として、その範囲内で婦人の地位の漸進的向上を目指すものである。そうであるとして、この同志会の思想や運動のあり方と穂積のフェミニズム論は、類似した思想的基盤の上にあつたと見ることも出来るだろう。

2 穂積の法理論における「婦人問題」の位置づけ

穂積の婦人論は彼の家族制度思想の中核をなすものである。そこでまずは、彼において家族制度とはどうあるべきだと考えられていたのかについて見ていきたい。彼によれば、明治民法の親族制度は「純粹な家族制度でもなく純粹な個人制度でもない。即ち兩者の中間に位するもの」であり、「戸主權と親權夫權とを兩立させ家族制度的な家督相續と個人制度的な遺産相續とを併用」している点に特徴があると⁽⁸³⁾する。つまり、我が国の現在の家族制度は形式的であり、家族生活の実質と一致しない。しかし、これでは「形だけが残つて、實際が崩れて行」き、「本當に將來、日本が善くなつて行く見込みがない。日本が本當に將來善くなつて行くには、一家と云ふものが善くなつて行かなければならぬ。(…)これは改めて行かなければならぬ」⁽⁸⁴⁾。そこで「モット實質的なものに

引直すことが新しい家族制度の第一歩である⁽⁸⁵⁾」として、根本的な家族制度の変革を要請している。

それでは、彼の言う「新しい家族制度」、つまり、彼にとつての理想の家族制度とは何か。それについては、以下の彼の言葉から明らかにすることが出来る。⁽⁸⁶⁾

舊來の「家族制度」は何と云つても衰頹を免れないが、しかしそれが直ちに、人生に於て家族的共同生活が重きをなすべきだと云ふ「家族主義」の價值喪失ではない。我々の個人的自覺即ち「個人主義」が更に徹底して、個人の完成と共同生活の完成とが相伴ひ相待つべきものだ⁽⁸⁷⁾と云ふ社會的自覺即ち「團體主義」に到達すると、その一つの現はれとして、親族的共同生活殊に夫婦とその保護の下に在る子との共同生活たる所謂「小家族」に新たな意義が発見される。この新しい意味の「家」は、家族各員の人格の相互尊重を内容とした前記「人ト人トノ結合」でなくてはならぬ。而して家が國家の構成分子であると云ふよりも、社會生活の一單位であると云ふ點に重きが置かれねばならぬ。人類は同時代と共に横の共同生活をなし、又過去現在未來に互つて縦の共同生活をして居るのであるが、その横の共同生活の最も密接なものが夫婦であり、縦の共同生活の最も密接なものが親子であるから、夫婦親子を中心とする家こそは、人類縦横共同生活の交叉點として、眞の「人間らしさ」がそこに發揮さるべきである。家族制度は我邦古來の美風だから維持せざるべからずと甲は云ふ。家族制度の如き舊思想の遺物は宜しく廢止すべしと乙は論ずる。しかし、維持の廢止のと争ふべき場合ではない、眞の家族制度はこれから成就されるのだ、と私は云ひたい。今までの家族制度はまだまだ眞の家族主義を實現する所以でなかつた。「眞家族主義」のために「新家族制度」へ。これが人類進化の當然の道程であつて、「人ト人タル所以」の發揮完成である。

まず、社会の変化とともに家族制度もまたそれに応じたかたちに変化するという穂積の着眼点に注目しなければならぬ。こうした考え方は、彼の父、穂積陳重の法律進化論の影響を想起させるものである。事実、川島武宜も「『お家芸』とも言ふべき陳重先生の学問的遺産〔である法律進化論〕を重遠先生が相続されていた⁽⁸⁷⁾」と断言

しているように、彼の法理論は父の説く法律進化論を基底として構築されたとと言ってもよいだろう。⁽⁸⁸⁾そしてこれに関連して、前記引用文に見られる「人ト人トノ結合」「人ト人タル所以」、つまり「人ノ人タル所以トハ人ト人トノ結合ニ在リ (Was der Mensch ist, verdankt er der Vereinigung von Mensch und Mensch)」⁽⁸⁹⁾という言葉にも注目したい。これは、ドイツの法学者オットー・フォン・ギールケ (Otto von Gierke) の名言であるが、穂積の「法律學・處世の根本原則」⁽⁹⁰⁾でもある。つまり人類とは、各個人が自己の人格を尊重すると同時に他人の人格をも尊重し、人格の相互的尊重のもとに緊密な共同生活を営むものであることを意味しており、穂積はこれを国家社会の最終目的として位置づけていく。そして、社会と密接な関係にある法律もまた、社会——各人が「個人的自覚」と「社会的自覚」を併せ持つ社会——に適合するように進化せねばならないとした。このような社会と法律の関わりについては、彼は次のように考えている。⁽⁹¹⁾

法律ノ進化ハ義務本位ヨリ權利本位ニ移ルヲ以テ終局スベキニアラザルナリ。抑モ法律ガ義務ヲ強行シ權利ヲ擁護スルハ、義務ノ強行又ハ權利ノ擁護其モノヲ以テ終局ノ目的トスルニアラス。(…) 其終局目的ハ即チ社會生活ノ利益ノ保護促進ナリ。故ニ法律ハ義務本位タルベキニアラス、權利本位タルベキニアラス、社會本位タルニ至ツテ初メテ理想的ノ法律タルヲ得ベキコト、殆ド多言ヲ要セズト云フベシ。然レドモ理想ハ一躍シテ達スベカラズ。個人不自覺時代ニハ法律ハ義務本位ナリキ。個人自覺時代ニ及ンデ法律ハ權利本位ニ進メリ。而シテ社會自覺ノ時代ニ入ラズンバ法律ハ社會本位タルヲ得ザルナリ。今ヤ此第三期既ニ始レリ。今日ノ法律解釋ハ社會本位タルベシ。今日ノ法律適用ハ社會本位タルベシ。今日ノ立法ハ社會本位タルベシ。而シテ今日ノ法理論ハ社會本位タラザルベカラザルナリ。

穂積によれば⁽⁹²⁾、かつては「個人不自覺」な社会のもと、「何々すべし」「何々すべからず」といった「義務本位

「法律」が支配的だったが、フランス革命の影響により「個人自覚」の社会が形成され、法律もまた、「何々することを得」という文体を持つ「権利本位」のものに変わっていった。我が国の民法（明治民法）は、この「第十九世紀式権利本位の法律」である。ところがこうした考えは二〇世紀になって変化しはじめ、再び義務本位という方向へと向かい始めている。これが所謂「社会本位」の法律、つまり「社会生活ノ利益ノ保護促進」を促すべき法律である。但し、これは旧来の義務本位——強いものに抑えられて盲従した義務本位——とは全く性質を異としており、「自覚的義務本位」、即ち、個人の権利を尊重しつつも社会構成員一人ひとりが皆で共同生活を営んでいるということを自覚し、自分の行動は制限されるべきことに気づく、所謂「訳のわかった義務本位」であると穂積は定義づける。そして彼が活躍した時代——大正・昭和戦前期——の社会はまさしく個人が互いに尊重しあうと同時に社会の一員として行動すべき社会、即ち「社会自覚」が求められている社会であり、法律のみならず、法解釈、法適用、立法においても、「社会本位」になっていかねばならないとした。こうした法における「社会本位」を目指す彼の姿勢は、彼の法学研究・立法作業のあらゆるところに見い出すことが出来、とりわけ「個人自覚時代」を未だ受け継いでいる明治民法に対しては、「改良の餘地あり⁹³」として、明治民法を批判的に意識しながら法理論を展開してゆく。

本稿で論じている婦人問題や家族制度の捉え方についても、こうした彼の法理論との繋がりで論じることが出来る。穂積においては、「夫婦とその保護の下に在る子との共同生活たる所謂『小家族』こそが『新家族制度』であるべきとしている。つまり、「社会自覚」時代の中で、家族の構成員である夫と妻とが、夫婦関係を対等な人格の結合と捉え、互いの人格を尊重しながら共同生活を営むことが出来る社会こそ理想的なものであり、そのために婦人の権利を向上させるということは、婦人の個人的利益のためではなく、夫婦の共同生活の利益のために不可欠となる。また、このような社会にあわせて変化していかねばならない法律——とりわけ夫婦関係を定め

る法律——を、婦人の権利を認める内容に改正させることこそが、この時代に生きる（家族）法学者にとつての最重要課題であつたのである。尤も、大正・昭和戦前期にあつては「法律の社会化／社会の法律化」はひとつの重要な象徴的スローガンであり、前記の穂積の問題意識もその潮流の中で理解すべきとも言えよう。

おわりに

本稿では、「民法親族編並相續編中改正二關スル建議案」（昭和八年）を出発点として、大正・昭和戦前期の法学の動向を考察してきた。この建議案について我妻は、「改正要綱と戦後改正の中間」に位置すると述べている。尤も、立法史的観点からすると、この建議案は、結局その後、民法改正要綱とともに立ち消えており、彼が期待したまでの重要性は認められないかもしれない。しかし、社会の声をいかに法に取り込むか、あるいはいかに社会と協同し法制度の改革を志向するかということに取り組むことを目指した、当時の法学に焦点を当てるならば、この建議案とそれをめぐる婦人団体や法学者たちの活動は、こうした法学の実像を捉えるための好素材であると言えるのではなからうか。

そして本稿では、ほぼ同時期に、ほぼ同一のテーマの下で実施された末弘と穂積の講演を紹介した。そこから民法改正問題についての両者の態度を比較することが可能であろう。現行の民法が実際の家族関係と一致していないという認識、淳風美俗を志向する法改正への消極的評価、小家族への志向性など、現行の家族法の問題点についての基本認識や改善の方向性についての両者の見解は一致していることがわかる。根本的には、いずれも社会学的法学の方法論に立脚したものであると見てよいのではないだろうか。他方、臨時法制審議会の民法改正要綱については、末弘はこれを全く不十分なものとするのに対し、穂積は、出発点とはかく、結果的には婦人

の権利・利益を伸長した点多々あるとして一定の意義を見い出している。⁽⁹⁴⁾

末弘の認識によると、現行の家族法が「族父的大家族」に基礎を置いているのに対し、実際における家族生活は「小家族的形態」であることこそが根本的な問題であり、その改善のために「小家族的家族の特質に適応すべき新たな家族制度的規律の何たるかを徹底的に探究」しなければならない、それにもかかわらず、臨時法制審議会はこうした課題に全く取り組んでいないとしている。即ち、彼においては、民法改正要綱は少々の手直しで済むようなものではなく、その根本的なところから再検討しなければならないものであったため、改正を要する点はあるとしつつも、同要綱の速やかな実施を求める同志会案や建議案とは目指す方向性が全く異なると言つてよい。

これに対し、穂積は、同志会の活動に対しては積極的な評価を与えている。特に、彼女たちによる民法改正運動が、婦人の法的地位の向上への一助となり、民法改正要綱の改良に繋がることを強く期待していると言つても過言ではない。しかしその一方で、穂積はまた、同志会案に対して自らの学術的立場からその妥当性について批判を加えていることも見逃してはならない。例えば同志会案が、花柳病・精神病患者との婚姻拒否に関して明文の規定を設けるべきとしているが、穂積はこれを批判する中で、その発想の背景に子を設けることを婚姻の主たる目的とする誤った認識があると指摘し、むしろ、家族制度の中心に据えるべきものは小家族であり、夫婦は男女の人格の結合として捉えるべきだとする。穂積のこうした見解が、同志会よりも進歩的なものであり、戦後の民法改正を先取りする内容であることは論を俟たない。しかし筆者が注目したいのは、こうした「非法律家」に対しても、法知識を提供し、法の漸進的發展を実現しようとする彼の態度である。彼が重きを置いた活動のひとつに「法(教)育」が挙げられるが、ここでの穂積の態度もまたその一環にあたると言えよう。⁽⁹⁵⁾そして同時に、そこからは、婦人の権利の保護を目的とした、両者の相互協力体制の構築を目指す志向性を窺い知ることが出来

るのではなからうか。

従来の穂積の（家族）法理論研究の多くは、彼の著書・論文に見られる記述から彼の（家族）法学観を分析していく傾向が強い。しかし、「社会学的法律学」を支持した穂積法学への真の理解は、彼の生きた社会状況をも含めて把握することにより初めて可能になるのではないかと考えている。さらに、穂積がいかなる人々と協力関係に立ち、自らの学問の成果の具現化を図ろうとしたかということも含め、考察する必要があるだろう。こうした作業を経て初めて穂積法学の実相に迫ることが出来るのである。

（1）これは末弘嚴太郎が当時の法学状況を回顧的に述べた中に現れた表現である（日本評論社編集部『日本の法学』（日本評論社、一九五〇年）四〇頁）。

（2）野田良之・奥田昌道・伊藤正己・田中英夫「日本における外国法の摂取」（伊藤正己編『外国法と日本法』岩波書店、一九六九年（第三版）一七二頁、北川善太郎『日本法学の歴史と理論』（日本評論社、一九六八年）二四頁以下参照）。

（3）北川前掲『日本法学の歴史と理論』一五〇頁。

（4）概念法学の衰退とそれに伴う新たな法律学の誕生については、伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』（京都大学学術出版会、二〇〇〇年）、杉山直治郎『法律思想の発達』（同『法源と解釋』（有斐閣、一九五七年）所収）、牧野英一「明治の法律と大正の法律」（『龍門雑誌』第四七八号、一九二八年）、高柳賢三「概念法学の没落と新法学の基調」（『中央公論』第四一〇号、一九二二年）、石坂音四郎「日本法学の独立」（『法学新報』第二三卷第一号、一九一三年）などに見ることが出来る。

（5）日本評論社編集部前掲『日本の法学』一一五頁。これは末弘による指摘であり、末弘らはこれを「法律社会学」と称しているが、「社会学的法律学」と同義と考えてよい。なお、本稿で用いる「社会学的法律学」という語は、我妻栄及び利谷信義によるものである（我妻栄「穂積重遠先生の人と学問」（『法学セミナー』第一五七号、一九六九

- 年) 五五頁、利谷信義『日本の法を考える』(東京大学出版会、二〇一三年(新装版第一刷) 三九頁参照)。
- (6) 利谷前掲『日本の法を考える』三八頁以降参照。
- (7) 矢野達雄・糊澤能生編『法社会学への誘い』(法律文化社、二〇〇二年) 一五頁。
- (8) これについては、末弘巖太郎『物權法上巻』(有斐閣、一九二二年)「自序」を参照のこと。
- (9) 我妻栄『婦人の地位を向上させるべしとの建議』(『ジュリスト』第一八九号、一九五九年) 一四—一五頁。
- (10) 婦人同志会が建議案についての講演を依頼した法学者としてこの二者が挙げられる(穂積重遠「民法の改正に就て(上)」(『婦女新聞』第一七一—一七二号(一九三三年三月二六日発行) 五頁、同「民法の改正に就て(下)」(『婦女新聞』第一七一—一七二号(一九三三年四月九日発行) 四頁、末弘巖太郎「民法に於ける婦人」(『婦女新聞』第一七二—一七三号(一九三三年六月四日発行) 八頁参照)。なお、これらの講演の筆記は本人の校閲を経たものではなく、誤記や文意不明の箇所がところどころに見られる。また『婦女新聞』については復刻版(不二出版、一九八二年)を利用した。
- (11) 末弘の家族法研究に言及している文献として、戒能通孝「家族生活と家族法」(戒能通孝著作集Ⅵ『家族』(日本評論社、一九七七年)所収)、川角由和「わが国における近代的家族法思想形成の一つの軌跡—戒能通孝著作集Ⅵ『家族』を読む—」(『龍谷法学』第四五巻第四号、二〇一三年、二二五—二五三頁) などがある。
- (12) 大村氏は「大正法学」という用語を使っているが、デモクラシー的発想に富んでいた時代という意味ならば、大正のみに当てはまる現象であるとは一概には言えない。そこで本稿では、『講座日本近代法発達史』(鶴飼信成他編、勁草書房、一九五八—一九六七年)の採用する時代区分である「法体制再編期」(大正三年—昭和六年)に従う。
- (13) 大村敦志『穂積重遠』(ミネルヴァ書房、二〇一三年) iii—ix頁参照。
- (14) 穂積重遠「婦人辯護士法に就いて(上)」(『婦女新聞』第一四九五号(一九二九年二月三日発行) 四頁)、同「婦人辯護士法に就いて(下)」(『婦女新聞』第一四九六号(一九二九年二月一〇日発行) 七頁)。
- (15) 明治大学専門部女子部は、女子のために法律・経済の高等教育を受ける教育機関として、明治大学によって昭和四(一九二九)年に創設された。その際、専門部女子部の設立に主導的な役割を果たした一人が穂積重遠であり、司法省との交渉から教員の人材集めまで、そして女子部開校後には教員として民法と法理学を担当するなど、女子部における法学教育に貢献した。明治大学専門部女子部については、明治大学短期大学史編集委員会編『明治大学専門部

女子部・短期大学と女子高等教育』（ドメス出版、二〇〇七年）に詳しい。

また、東京家庭学園は、社会教育協会（大正一四（一九二五）年に発足した社会教育の振興普及を目的とした機関）により、昭和一七（一九四二）年三月に創設された。穂積は、当協会の設立に携わり、初代理事長に就任し、修身・公民の講義も担当した。さらに当協会の建物が戦火で焼失し、戦後において財政難となった際にも、金銭・物資の援助を行うなど関わりは深い（小松隆二「穂積重遠―初代学園長・日本法社会学の先駆者―」（『地域と教育』第三号、二〇〇一年）四一頁参照）。

（16） 牧英正・藤原明久編『日本法制史』（青林書院、二〇〇五年）四〇三頁。

（17） 臨時法制審議会における民法改正要綱審議と民法改正案の起草経過については、堀内節『続家事裁判制度の研究』（中央大学出版部、一九七六年）を参照のこと。

（18） 穂積重遠「民法改正要綱における婦人の地位」（『新生協会編『新社会の基調』日本評論社、一九二八年）二八五頁。

（19） 守屋栄夫（明治一七（一八八四）年一月八日～昭和四八（一九七三）年二月一日）は、宮城県出身の内務官僚、政治家、弁護士である。明治四三（一九一〇）年、東京帝国大学法科大学独法科卒業、同年、文官高等試験に合格し、内務省に入省。千葉、愛知各県理事官、内務省監察官、朝鮮総統府秘書官、同秘書課長等を歴任。昭和三（一九二八）年、第一六回衆議院議員総選挙にて初当選。以後、昭和一七年まで衆議院議員を務める。所属政党は立憲政友会である。その後、同一七年より二一年まで塩釜市長となる。守屋については、日本国政調査会編『衆議院名鑑』（国政出版室、一九七七年）二七四頁、『昭和人名辞典第二巻』（日本図書センター、一九八七年）四六頁、松田利彦「朝鮮総統府官僚守屋栄夫と『文化政治』」（松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、二〇〇九年）一〇七頁以下に詳しい。

（20） 建議については、田中信一郎「帝国議会における質問制度の意義」（『政治学研究論集』第二四号、二〇〇六年）一六三―一六六頁、葦名ふみ「帝国議会衆議院における建議と請願」（『レファレンス』二〇一〇年）九三頁以下に詳しい。

（21） 本稿において、史料の引用にあたっては、筆者による補記は「」により示し、中略箇所については「…」と示す。

すこととする。

- (22) 賛成者は以下の通りである。小野寺章 丸山浪彌 志賀和多利 山本市英 助川啓四郎 木村正義 森田福市
山村豊次郎 芦田均 井上知治 鷺野米太郎 加藤鏝五郎 喜多孝治 山下谷次 田尻生五 星島二郎 犬養健 藤
井達也 山崎猛 飯村五郎 福井甚三 藏園三四郎 熊谷五右衛門 倉元要一 高橋金治郎 津雲國利 三尾邦三
竹内友治郎 中村嘉壽 鈴木辰三郎 渡邊伍 有馬淺雄 兼田秀雄 仙波久良 津崎尚武 松山常次郎 佐々木平次
郎 小林錡 (『第六十四回帝国議會 上奏、建議、決議案、重要動機及質問 下』建議第二四四号、一一二頁)
- (23) 当時、衆議院の建議の可決率は非常に高かったようである。第六十四回帝国議會では二五四の建議案が可決し、その確率は九五・八%となっている (『署名前掲「帝国議會衆議院における建議と請願」一〇一頁)。
- (24) 前掲『第六十四回帝国議會 上奏、建議、決議案、重要動機及質問 下』九頁。
- (25) 前掲『第六十四回帝国議會 上奏、建議、決議案、重要動機及質問 下』三・五・六頁。
- (26) 建議案には「明治二九年制定」となっているが、正確には、明治二九年法律第八九号として定められたのは、民法第一編第二編第三編 (総則、物権、債権) であり、民法第四編第五編 (親族、相続) は明治三二年法律第九号として定められている。それらはまとめて、同三一年七月一六日に施行された。
- (27) 建議案の提出された昭和八 (一九三三) 年には、第二草案までが発表済みであった。
- (28) 我妻によれば、民法改正要綱では妻の能力を「適當ニ之ヲ擴張スル」としたところ、建議案では妻の能力の擴張をさらに図るべきだとしているのだと解釈している。
- (29) 我妻前掲「婦人の地位を向上させるべしとの建議」一五頁。
- (30) 我妻前掲「婦人の地位を向上させるべしとの建議」一五頁。
- (31) 守屋は中学を卒業して以来、毎日欠かさず日記を書いており、その中の明治四三 (一九一〇) 年、昭和三〇 (一九五五) 年執筆分の日記がまとめられ、平成一八 (二〇〇六) 年に『守屋栄夫日記』 (守屋孝彦編) として刊行された (松田前掲「朝鮮総統府官僚守屋栄夫と『文化政治』」一一〇・一三八頁)。また、日記のオリジナルは、守屋栄夫文書『向上日記』 (マイクロフィルム 整理番号 一二・二二二 (昭和七・八年)) として、国文学研究資料館に所蔵されている。

- (32) 『婦女新聞』第一四四三号（一九二八年二月一日発行）三頁。
- (33) 婦人参政同盟は、一九二三（大正一二）年二月、婦人連盟・新真婦人会・婦人禁酒会などが婦人参政権獲得を目的に団結して結成された女性団体である。婦人弁護士法制定運動をはじめ、女性法律講座を開催したり、女性法律家の養成に努めた。一九四〇年九月に解散（金子幸子他編『日本女性史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇八年）六三七頁）。
- (34) 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成第二巻』（不二出版、一九九六年）三二二―三三四頁及び『婦女新聞』第一四一一号（一九二七年六月二六日発行）二頁。
- (35) 錦織久良子「婦人のために改正すべき法律」（『婦人』第八卷第一号（一九三一年）五六頁）。
- (36) 錦織久良子「聲のみの民法改正」（『婦人』第一〇巻第九号（一九三三年）一三頁）。
- (37) 連合会については、石月静恵「戦間期の女性運動」（東方出版、一九九六年）四五頁以下に詳しい。
- (38) 金子前掲『日本女性史大辞典』六三八頁。穏健派としての同志会の評価については『婦女新聞』第一五七〇号（一九三〇年七月一三日発行）一頁、同第一五八八号（一九三〇年一月一六日発行）五頁にも見られる。
- (39) 創設に携わった幹事や委員の中には、山脇房子、三輪田繁子、跡見季子、嘉悦孝子等の女流教育家や、大濱英子、ガントレット恒子等の婦人運動家もいた。また穂積重遠の母歌子も、委員の一人として名を連ねている（『婦人同志会趣旨・規約』（財団法人市川房枝記念会 女性と政治センター所蔵））。
- (40) 白石玲子「人事調停法と婦人運動」（『阪大法学』第一三三・一三四号（一九八五年）三九三頁）。
- (41) 田子と婦人同志会との接点は随所に確認することが出来る。なお、婦人問題に対する田子の見解は、田子一民「政治に於ける婦人の発見」（田子一民編纂会『田子一民』一九七〇年所収）四三八頁を参照のこと。また、田子の家族思想については、加藤千香子『近代日本の国民統合とジェンダー』（日本経済評論社、二〇一四年）一一七頁以下に詳しい。
- (42) 本文中に掲げた守屋前掲『向上日記』の昭和八（一九三三）年二月一八日の記述によると、建議案提出に際して、守屋は消極的な態度を見せていた。また日記の別の記述によると、昭和八年二月に建議案の提出を引き受けてから、翌月の帝国議会への提出、審議、可決までの三五日間において、守屋と婦人同志会が接点をもったのはわずか五回であったことが明らかになっている。この間、守屋は、同志会案の訂正の要請をし、法制審議会の速記を読み、状況を

把握することに努めた。両者の関係については、同日記の二月一日、三月五・六・一一・一三・一五・二五日の記述を参照のこと。

(43) 『婦女新聞』第一七〇六号（一九三三年二月一九日発行）八頁。

(44) 守屋前掲『向上日記』の三月六日分の記述からもそうした事実を窺い知ることが出来る。

(45) これについては、永原紀子「花柳病男子結婚制限法制定の請願運動とその本質」（折井美耶子・女性の歴史研究会編『新婦人協会の研究』（ドメス出版、二〇〇六年）所収）六八頁以下を参照のこと。

(46) 鈴木前掲『日本女性運動資料集成第二巻』二五頁。

(47) 外崎光広『日本婦人論史（下）』（ドメス出版、一九八九年）一五六頁。

(48) 婦人参政同盟による「民法改正に関する請願書」の内容は以下の通り（『婦人参政同盟会報』第五号（一九二九年四月二五日）（鈴木前掲『日本女性運動資料集成第二巻』三三四—三三五頁所収）。なお、この請願書は民法そのものの改正を目的としたものであり、民法改正要綱に対して意見を述べているものではない。

民法改正に関する請願書 婦人参政同盟

請願の主旨

婦人の人格を認め地位向上の爲め速かに左記条項を改正せられん事を請願致します。

一、親族法中『父ガ私生子ノ認知ヲナスニハ認知者ニ妻アル時ハ其妻同意ヲ要スル』旨ノ規定ヲ設クル事

一、家督相続中『親等ニ等シキ直系卑属中ニアリテハ嫡出子ハ女子ト雖モ庶子ニ先立チテ家督相続人トナル』旨ノ規定ヲ設ケ現行民法ノ相続順位ヲ改ムル事

一、第九百八十二条、第一号ノ但書及ビ第四号ヲ削除スル事

一、第十四条ヲ左ノ如ク改正スル事

一、相続法中『長子ハ家格ヲ維持シ祭祠ヲ行フニ要スル財産（全財産ノ二分ノ一）ヲ家督トシテ繼承シ残余ノ財産ハ未亡人及ビ二子三子ハ男女ニ拘ラズ平等ニ繼承スル權利ヲ有スル』旨ノ規定ヲ設クル事

以上

請願の理由

抑々国家の法規なるものは国民が遵守して以て生活の規範とする者なれば其精神は須らく道德に基礎を置き一視

平等に待遇さるべく設定致さねばならぬものと信じます。然るに我国既成法律中には不合理にして徳義に背き時世に適せざるもの多々あり、或は男性にのみ偏重に或は一子にのみ重きを置き法律の精神に添はず此れがため親族間及び夫婦間に幾多の悲惨なる事件が生じ社会思想に悪影響を及ぼし実に国家の爲め憂ふべき事と信じます。故に男女同等の人格を認め安んじて法律的生活を遂げしむるは国家の發展上極めて緊要な事と信じます。依つて速かに右民法を改正せられんことを切に希望致します。

右謹んで嘆願致します。

昭和二年 月 日

婦人参政同盟

貴族院議長 徳川家達様

(49) 講演の詳細については後述参照のこと。

(50) 『婦女新聞』第一七二六号（一九三三年四月三〇日発行）二頁。

(51) 昭和八（一九三三）年五月七日に発刊された『婦女新聞』第一七二七号に掲載された講演の告知では、そのタイトルを「民法改正より見たる婦人の社会的地位」と紹介していたが、その後おそらく変更があったのだろう。講演の詳細については後述参照のこと。

(52) 『婦女新聞』第一七六八号（一九三四年四月二九日発行）一九頁。

(53) 『婦女新聞』第一七五六号（一九三四年二月四日発行）二三頁。

主要なる改正内容は、「一、夫の死亡した場合、遺産相続権は第一に妻に與へること、長男其他、他の者が家督を相續した時は相續された者の妻は財産の半分を相續し得るやう、長男以下の弟妹も財産分配に與る道を開くこと。二、母が未成年の子に代つて親權を行ふ場合、親族會議の干渉を受けないこと。三、經濟上の諸行爲に妻は無能力と見られて、夫の許可がなければ何事も出来ないのを、無能力者の規定を除き、妻の財産に對する夫の管理收益權を廢する事。四、妻が離婚された後、生活の道なき場合は、曾ての夫に相當期間扶養の義務を負はせること。」であり、建議案の内容とはほぼ同一であるものの、前記の項目「四」のような新たに提案されたものもあり、妻の民法上の權限の強化をさらに徹底させたものであった。

なお、この貴族院への請願運動において、婦人同志会の活動を支援した人物の一人が穂積重遠であった（『婦女新

聞」第一七九一号（一九三四年一〇月七日発行）三頁。

(54) 錦織久良子「女性展望台より」（婦人）第一二巻第四号（一九三五年）一三頁。

(55) 鈴木前掲『日本女性運動資料集成』五二七頁。

(56) 鈴木前掲『日本女性運動資料集成』五二七・五三〇頁。

(57) 彼が大正一〇（一九二一）年から昭和三（一九二八）年まで臨時法制審議会の幹事であったことは、「臨時法制審議会総裁男爵穂積陳重外五十七名手当給与ノ件」（公文雑纂）大正一〇年・第六巻・内閣二、「臨時法制審議会総裁男爵穂積陳重外五十名手当給与ノ件」（公文雑纂）大正一一年・第六巻・内閣二、「臨時法制審議会総裁男爵穂積陳重外六十三名手当給与ノ件」（公文雑纂）大正一二年・第三巻・内閣二・各庁高等官賞与、手当、「臨時法制審議会総裁穂積陳重以下手当支給ノ件」（公文雑纂）大正一三年・第六の下巻・内閣六の下）、「故臨時法制審議会総裁岡野敬次郎外六十二名手当給与ノ件」（公文雑纂）大正一四年・第六巻・内閣二、「臨時法制審議会総裁男爵平沼騏一郎外六十名手当給与ノ件」（公文雑纂）大正一五年・昭和元年・第二巻・内閣、「臨時法制審議会総裁男爵平沼騏一郎外五十八名手当給与ノ件」（公文雑纂）昭和二年・第二ノ下巻・内閣二ノ下）、「臨時法制審議会総裁男爵平沼騏一郎外五十七名手当給与ノ件ノ件」（公文雑纂）昭和三年・第三巻・内閣・高等官賞与附手当二）からわかる。なお、講演では「私も先には民法改正委員會の一員としてその仕事に與つてゐましたが、出来上つた案には色々不満な點があり、委員會の老人連とも衝突し先年某誌に改正案の批判を發表して、委員を辭任しました。」（末弘前掲「民法に於ける婦人」四八八頁）と発言しているが、この意味している事実が何であるかは判然としない。

(58) 末弘巖太郎・田中耕太郎編『法律学辞典第二巻』（岩波書店、一九三四年）二四〇頁によると、この建言の内容は、民法の規定には我が国の「古來ノ淳風美俗」に沿っていないものがあり、それを修正すべきというものであった。

(59) 末弘・田中前掲『法律学辞典第一巻』二四〇頁。

(60) 末弘・田中前掲『法律学辞典第一巻』二四〇頁。なお、民法改正要綱に関する末弘の評価については、末弘巖太郎「淳風美俗と親族法の改正」（同『法窓閑話』改造社、一九二五年）三六二頁以下も参照のこと。ここでは、「淳風美俗」と「現在親族關係に關聯して發生しつつある社會上及び訴訟上の不都合をとにかくも防止せむとする氣持」とが妥協している点に肯定的な評価が与えられている。

- (61) 末弘・田中前掲『法律学辞典第一卷』二四〇頁。
- (62) 末弘・田中前掲『法律学辞典第一卷』二四〇頁。
- (63) 末弘・田中前掲『法律学辞典第一卷』二四〇頁。
- (64) ここで末弘は、「實在の小家族の家族の實情を鑑みて」規定を定めた海外法典としてスイス民法を挙げ、日本もこれに見習うべきであると述べている。スイスの家産制の参照を求めるこうした意見は穂積重遠や中川善之助にも見られる。これについては、拙著『大正期日本法学とスイス法』（慶應義塾大学出版会、二〇一五年）一〇九―一一五頁を参照いただきたい。
- (65) 穂積前掲「民法の改正に就て（上）」五頁。
- (66) こうした状況に対し、穂積は「今までの我國の人々は兎角男だけで天下が出来て居たやうに思つて、男子も亦婦人も自からさう思つて居る、国家社会のことは男子の仕事で婦人の仕事でないといふ考を持つて」いることがその原因であるとし、男女共に「男子と言はず女子と言はず皆で背負つて立つて居るといふ考へがまだ我國に足りない」（明治大学短期大学史編集委員会前掲『明治大学専門部女子部・短期大学と女子高等教育』五三四頁）、従つて「此際に男子の反省と婦人の奮發を希望する」（穂積重遠「婦人に關する民法改正案（下）」（『婦選』第五卷第三号）一九八頁）と述べている。
- (67) これについて穂積は「今度の改正で夫婦間のことには今よりもつと法律が立入らぬことにして、夫婦の間の道義人情に委せようといふことに大體なつたのでありまして、さういふ趣旨から妻の無能力及び夫婦財産制の規定を削除することいふことになつたのであります。」として、夫婦の問題についてはなるべく法律が入るべきではないという見解を示している（穂積重遠「民法改正と婚姻問題」（『啓明会第四七回講演集』啓明会、昭和七年）三四頁）。
- (68) 穂積前掲「民法の改正に就て（下）」三〇八頁。
- (69) 穂積のこのような認識については、「私も審議會の一員として決議に對して責任がある譯であります、私個人の書生論と決議された結果（出来上がった民法改正要項の内容）」と大分違ふことがあります。（穂積前掲「民法改正と婚姻問題」九頁）という彼の発言からも読み取ることが出来る。
- (70) 穂積重遠『民法讀本』（日本評論社、一九二七年）一五頁。

- (71) 穂積前掲『民法讀本』一五頁。
- (72) 錦織久良子「婦人に関する民法改正案について―穂積重遠博士を訪ふ―」(『婦人』第九卷第二号(昭和七年)一六頁)。
- (73) 錦織前掲「婦人のために改正すべき法律」五九頁。
- (74) 穂積重遠『続有閑法学』(日本評論社、一九四〇年)二七七―二七八頁。
- (75) 穂積の家族法理論の概要及びそれに法学的的位置づけを与えることの必要性については川島武宜と利谷信義が既に指摘しているところである(川島武宜「穂積重遠先生の家族法学」(同『川島武宜著作集 第一卷』岩波書店、一九八六年)、同「穂積重遠博士の家族制度観」(末川博他編『穂積先生追悼論文集 家族法の諸問題』有斐閣、一九六九年所収)、利谷信義「穂積重遠」(潮見俊隆・利谷信義編著『日本の法学者』(法学セミナー増刊)、日本評論社、一九七五年所収)。
- (76) 穂積はフェミニズム論を考察するにあたり、Charles Turgeon, *Le féminisme français* (1902) や F. de Feydeau de Saint-Christophe, *L'émancipation de la femme mariée dans la législation contemporaine* (1909) を参照している。特にTurgeonの著書は「詳密多方面ナル好参考書テアツテ斯問題研究ニハ必讀ノモノト信スル」(穂積重遠「フェミニズム」『法学協会雑誌』第二八巻第七号、一九一〇年)一三四一頁)として高評価を与えている。
- (77) 穂積前掲「フェミニズム」一三五―一頁。
- (78) 穂積重遠『婦人問題講話』(社会教育協会、一九三〇年)六一頁参照。
- (79) 穂積前掲『婦人問題講話』五九頁。
- (80) 穂積前掲『婦人問題講話』六〇頁。
- (81) 穂積前掲『婦人問題講話』二一三及び六〇頁。
- (82) 彼の言う「個人」には独特の意味あいを与えられている。彼は「個人が社會を作るのではなく、社會が個人を作るのである。國家社會があるから人間が出来たのである。」として、国家ないし社会ありきの個人というものを念頭に置いている。そしてこうした個人が「自覺せる人格者の相互的尊敬に依つて」夫として妻としてあるいは親として子として家庭を形成すると考えている。これについては、穂積重遠『法律の進化』(有終会、一九二六年)三八―三

九頁を参照のこと。彼の言う「個人」概念の詳細については今後明らかにしていきたい。

(83) 穂積重遠『親族法』(岩波書店、一九三九年(第一六刷))七六頁。

(84) 穂積重遠「家族生活の発達と個人主義」(『朝鮮及満州』第二六五号、一九二九年)二二頁。

(85) 穂積前掲『親族法』七七頁。

(86) 穂積前掲『親族法』七・八頁。

(87) 磯田進・平野義太郎・戒能通孝・仁井田陞・川島武宜・福島正夫「穂積法学・末弘法学の分析と批判(座談会)」(『法社会学』第二号、有斐閣、一九五二年)五七頁。

(88) 穂積の法理論、特に法律進化論との関係については、拙著前掲『大正期日本法学とスイス法』二八一頁以下を参照のこと。

(89) この言葉はギールケの主著『ドイツ団体法論』の冒頭(Otto von Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd.1: Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft, Berlin, 1868, S.1)に見られ、穂積に終生強い影響を与えたと言われている。

(90) 穂積前掲『法律の進化』三九頁。

(91) 穂積重遠『法理学大綱』(岩波書店、一九二七年)一八四頁以下参照。

(92) 穂積重遠「明治の法律と法律学」(『明治聖徳記念学会紀要』第一九卷、一九二三年)二六頁以下参照。

(93) 穂積重遠「現行民法と個人主義」(『思想問題十五講』日進堂、一九二六年)二二頁。

(94) この点については、審議会の委員を辞任し政府を批判する立場に徹した末弘と、政府の意向を汲み取りつつも女性の立場を何とかして改善しようと努めた穂積の立場の違いと言うことも出来よう。なお、両者のこうした態度の相違は、共に設立に携わった東京帝大セツルメントの運営事業においても見出される。これについては、磯田前掲「穂積法学・末弘法学の分析と批判」八〇頁を参照のこと。

(95) 穂積の多方面にわたる活動の根底には、法律と社会の乖離を認めない姿勢がある。特に家族法領域においては、明治民法と当時の社会事情との間に「ずれ」が見られたことは本稿の冒頭にて指摘した通りであるが、その解決策として、穂積は、「法律」と「社会」双方の「歩み寄り」の必要性を主張する。法教育は、その中の「社会」から「法

律」への歩み寄りと位置づけられよう。こうした彼の見解については、拙著前掲『大正期日本法学とスイス法』八八頁以下を参照のこと。

〔表〕 「民法改正建議案」「婦人同志会案」「民法改正要綱」「明治民法」対比表

民法改正建議案	婦人同志会案	民法改正要綱	明治民法
婚姻について の父母の同意	第一 子ノ婚姻ニ對スル父母ノ 同意ハ現行法通トスルコト	（親族編）第十一 婚姻ノ同意 一 子カ婚姻ヲ爲スニハ年齡ノ如何ヲ問ハズ 「第四ノ三」（家ニ在ル父母、父母共ニ在ラサル トキハ家ニ在ル祖父母ノ同意ヲ得ヘキモノトス ルコト但父母、祖父母ハ正當ノ理由ナクシテ同 意ヲ拒ムコトヲ得サルモノトスルコト）ニ準ズ ルコト	第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在 ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ滿二十年 女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限リニ在ラス （…）
妻の行為能力 及び妻の財産 に対する夫の 管理収益権	第二 妻ヲ能力者ト認メ之ヲ無 能力者トスル現行規定ヲ削除シ 又現行ノ夫婦法定財産制ノ規定 ニ改正ヲ加ヘ妻ノ財産ニ對スル 夫ノ管理収益權ヲ廢スルコト	（親族編）第十四 妻ノ能力及ヒ夫婦財産制 一 妻ノ無能力及ヒ夫婦財産制ニ關スル規定ヲ 削除シ之ニ代ルヘキ相當ノ規定ヲ「婚姻ノ効 力」ノ下ニ設ケルコト 二 妻ノ能力ハ適當ニ之ヲ擴張スルコト 三 夫婦ノ一方カ婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚 姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産ト スルヲ原則トシ夫又ハ女戸主カ其配偶者ノ財産 ニ對シテ使用及ヒ収益ヲ爲ス權利及ヒ夫ノ妻ノ 財産ニ對スル管理權ヲ廢止スルコト	第十四條 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ爲スニハ夫 ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス（…） 第七百九十九條 夫又ハ女戸主ハ用方ニ從ヒ其 配偶者ノ財産ノ使用及ヒ収益ヲ爲ス權利ヲ有ス （…） 第八百一條 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス（…）
離婚について の父母の同意	第三 離婚ノ同意ニ關シテハ現 行法通トスルコト	（親族編）第十五 協議離婚ノ同意及ヒ子ノ監護 一 協議ニ上リ離婚ノ同意及ヒ其同意ノ拒絕ニ付 テハ「第四ノ三」ニ準スルコト	第八百九條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上 ノ離婚ヲ爲スニハ（…）其婚姻ニ付キ同意ヲ爲 ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
離婚原因	第四 離婚ノ法定原因ヲ整理シ （一）夫婦平等原則ヲ確立シ「夫 妻ニ不貞ノ行為アリタルトキ」 ト爲スコト （二）配偶者ノ直系尊屬ニ對スル 待遇問題ヲ法定離婚原因トシテ 特ニ規定セス「其ノ他婚姻關係 ヲ繼續シ難キ重大ナル事情存ス ルトキ」ノ條項ノ適用ニ依ツコ トトスルコト	（親族編）第十六 離婚ノ原因及ヒ子ノ監護 一 離婚ノ原因ハ八體ニ於テ左ノ如ク定ムルコ ト （一）妻ノ不貞ノ行為アリタルトキ （二）夫カ著シク不行跡ナルトキ（…） （三）配偶者自己ノ直系尊屬ニ對シテ甚シク不 當ノ待遇ヲ爲シ又ハ配偶者ノ直系尊屬ヨリ甚 シク不當ノ待遇ヲ受ケタルトキ（…）	第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ離 婚ヲ訴ヘ得ルコトヲ得（…） 二 妻カ姦通ヲ爲シタルトキ 三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ 七 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮 辱ヲ受ケタルトキ

	民法改正建議案	家人同志會案	民法改正要綱	明治民法
花柳病患者等の取扱	第五 花柳病患者又は精神病患者者其ノ他惡質不治ノ患者トノ婚姻ヲ拒否スルノ權利ヲ明確ナラシムルコト	第三 傳染性、花柳病患者又は精神病患者に對する婚姻拒否の件當事者は醫師の診斷書を要求し得るの權利を與ふること。	—	—
親權	第六 母ノ親權ヲ擴張シ父亡キ後ノ親權行使ニ關シ親族會ノ干涉ヲ違フヘキハ勿論又母共同親權ノ原則ヲ確立スルコト	第七 母の親權を擴張すること。	(親族編) 第二十七 親權行使ノ制限 母ノ親權行使ニ關シ親族會ノ同意ヲ要スル事項ヲ整理減縮スルコト	第八百七十七條 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス(…) 父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ 第八百八十六條 親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ニ代ハリテ左ニ掲ケタル行爲ヲ爲シ又ハ子ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス(…)
家督相続	第七 家督相続人ノ相続財産ニ制限ヲ加ヘ家督相続人以外ノ子女ニモ相當ニ財産ヲ分配スルノ途ヲ開クコト	第九 男長子が、父の地位と財産を獨占相続する家督相続權に、適當なる制限を加へ、尙、家督相続開始のときと雖も、相続人以外の子女には、相続財産の半分を、平分して相続せしむる様にすべきこと。	(相続編) 第一 戸主ノ死亡ニ因リ家督相続一 戸主ノ死ニ因リ家督相続ニ於テハ家督相続人ハ被相続人ノ直系尊屬、配偶者及直系卑屬ニ對シ相続財産中家ヲ維持スルニ必要ナル部分ヲ控除シタル剩餘ノ一部ヲ分配スルコトヲ要スルモノトスルコト(…)	第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ(…) 左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス 第一 配偶者但家女ナルトキ 第二 兄弟 第三 姉妹 第四 第一號ニ該當セサル配偶者 第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬
遺産相続	第八 妻ニ財産相続權ヲ與ヘ遺産相続ノ場合ハ妻ヲ相続ノ第一順位トシ家督相続ノ場合ト雖被相続人ノ妻ハ相続財産ノ半分ヲ相続シ得ルノ途ヲ開クコト	第十 妻に財産相続權を與ふること。	(相続編) 第六 遺産相続人ノ範圍及ヒ相続分一 遺産相続ニ於テハ配偶者ヲ直系卑屬ト同一順位ノ相続人トシ其相続分ハ家ニ在ル嫡出ノ直系卑屬ト同一トスルコト(…)	第九百九十六條 前二條ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相続ヲ爲スヘキ者ノ順位左ノ如シ 第一 配偶者 第二 直系尊屬 第三 戸主
戸主の扶養義務	—	第一 戸主の扶養義務を擴張すること。		
後见人	—	第八 後見人を公職化すること。		